別表六の二（五）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の９第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の

租税特別措置法第68条の９第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「個別試験研究費割合の計算」の各欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号において同じ。）が平成31年４月１日から平

成33年３月31日までの間に開始する各連結事業年度において別表六の二（五）「９」の欄に記載された割合が100分の10を超える場合にのみ記載すること。

3　「個　別　税　額　控　除　割　合

(14)、(15)又は(16)＋((14)、(15)又は(16))×(17)　(18)　の欄は、連結親法人事業年度が平成31年４月１日から平成33年３月31日までの間に開始する各連結事業年度にあつては「0.1又は」を消し、連
（小数点以下３位未満切捨て）
(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)　」

結親法人事業年度が同年４月１日以後に開始する各連結事業年度にあつては「又は0.14」を消すこと。